

## 兵庫県留置施設視察委員会の意見報告書

### 1 活動状況（令和4年度）

視 察 状 況	24 留置施設を視察
会 議 回 数	3 回（令和4年6月、令和5年2月、令和5年4月）
被留置者との 面 接 回 数	5 留置施設において5名の被留置者と面接

### 2 留置業務管理者に対する意見

- (1) 留置管理業務に関するもの      1 項目
- (2) 看守勤務員に関するもの      1 項目

### 3 意見及び措置

留置施設視察委員会の意見	留置業務管理者の講じた措置
<p>(1) 感染症対策について 看守勤務員及び被留置者に対する感染症予防対策として、医療機関等と連携した早期検査態勢を確立し、感染防止につながる装備資機材の充実を図る等、引き続き留置施設の衛生管理の徹底に対する配慮が望まれる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」に移行したが、引き続き、以下のとおり感染対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被留置者の健康管理 留置前の体調確認及び留置後の定期健康診断や検温、問診などの体調確認を継続して実施し、必要に応じて医療機関への受診を行なっている。 感染症の診断を受けた場合は、医師からの指示を受け、必要な措置を執っている。</li> <li>(2) 留置担当官の健康管理 留置担当官については、勤務前等の検温、自覚症状の有無等の体調確認を行い、必要に応じて、医療機関を受診させるなど、必要な措置を執っている。</li> <li>(3) 装備資機材の使用等 感染防止のため、医療用ガウン、医療用マスク、ヘアキャップ及びゴム手袋等を整備し、必要に応じて使用させている。</li> </ul>

	<p>(4) 留置施設内の感染予防対策</p> <p>ア 定期的な換気 換気設備や空調設備を使用し、定期的に換気を行っている。</p> <p>イ 共用部分の消毒 留置施設内における共用部分については、使用の都度、消毒作業を行っている。</p>
<p>(2) 看守勤務員の負担軽減への配慮 看守勤務員のモチベーションを高め、業務負担を軽減することが、ひいては被留置者の適正処遇の向上に寄与することとなることから、引き続き計画的な休暇の取得や、執務環境の改善、業務の合理化の推進などの積極的な取組みが望まれる。</p>	<p>(1) 褒賞制度の実施 モチベーションを高めるため、看守勤務員としての功労を適正に評価することで、士気の高揚を図るため、一定期間適正にその任務を完遂した者に対して本部長及び総務部長褒賞の受賞制度を実施している。 その他、各留置施設においても功労に対するタイムリーな褒賞を行っている。</p> <p>(2) 留置施設の設備改修等</p> <p>ア 設備の改修 庁舎の計画的な修繕工事などの機会をとらえ、被留置者の処遇及び看守勤務員の勤務環境改善のために必要な改修工事を行っている。</p> <p>イ 備品の整備等 業務に必要な備品を整備するなど、勤務環境の改善を行っている。</p> <p>(3) 休暇の取得など 看守勤務員の計画的かつ積極的な休暇の取得を推進、補勤体制確保のため、各課と連携を図っている。 また、勤務員の交代の効率化を図るなど、業務の合理化を実施し負担軽減を行っている。</p>